

## むつ市議会第224回定例会会議録 第7号

### 議事日程 第7号

平成27年6月26日（金曜日）午前10時開議

#### ◎表彰状の伝達

#### ◎諸般の報告

##### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第42号 むつ市道の駅整備基本構想策定委員会条例
- 第2 議案第43号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第44号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第4 議案第45号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第5 議案第49号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第50号 工事請負契約について  
(市立脇野沢小学校建設工事(建築工事)に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第7 議案第51号 財産の取得について  
(むつ市消防団むつ消防団第3分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第8 議案第52号 財産の取得について  
(むつ市役所本庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第9 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市市民協働まちづくり会議条例及びむつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例)
- 第10 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第11 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第12 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第13 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第14 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

- 第15 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例)
- 第16 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第17 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)
- 第18 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計補正予算)
- 第19 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市介護保険条例の一部を改正する条例)
- 第20 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第21 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第22 議員提出議案第3号 「安全保障関連法案」(戦争法案)の廃案を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

2番	横垣成年	3番	工藤孝夫
4番	佐々木肇	5番	川下八十美
6番	目時睦男	7番	村川壽司
8番	佐賀英生	9番	東健而
10番	石田勝弘	11番	富岡幸夫
12番	斉藤孝昭	13番	濱田栄子
14番	浅利竹二郎	15番	中村正志
16番	半田義秋	18番	大瀧次男
19番	富岡修	20番	佐々木隆徳
21番	上路徳昭	22番	鎌田ちよ子
23番	菊池光弘	24番	岡崎健吾
25番	白井二郎	26番	山本留義

欠席議員（1人）

17番 村中徹也

説明のため出席した者

市長	宮下宗一郎	副市長	新谷加水
教員	高瀬厚太郎	教育長	遠島進
公営企業者	遠藤雪夫	代査表員	阿部昇
総務部長	花山俊春	財務部長	石野了
民生部長	柳谷孝志	保健福祉長	畑中秀樹
経済部長	高橋聖	建設部長	吉田正
大所大管	坂井隆	協野所野野	白尾芳春
会管総政理出	鹿内徹	選挙管理委員会	杉山重行
監事監事次	竹山清信	農務委員	工藤初男

教育部長	古川俊子	企業長道長	川森浩史
総政推進 策進部策監	川西伸二	務部事務課 策理課	野藤賀範
財政推進 務進部策監	氏家剛	総政総務 策務主	中村智郎
財務課 務課部長	吉田真	川産課 内業庁建設長	山田優
総政総主 策務務課事	小島勝		

事務局職員出席者

事務局長	柳田論	次長	濱田賢一
総括主幹	佐藤孝悦	主幹	小山林睦
主任主査	村口一也	主事	山本

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## ◎表彰状の伝達

○議長（山本留義） 議事に入る前に、表彰状の伝達を行います。

去る6月17日に開催されました全国市議会議長会第91回定期総会において、市議会議員在職25年以上として工藤孝夫議員が、同じく20年以上として石田勝弘議員が特別表彰を、また市議会議員在職15年以上として富岡幸夫議員、中村正志議員、富岡修議員、白井二郎議員が、同じく10年以上として目時睦男議員が一般表彰を受けておりますので、表彰状の伝達を行います。

○事務局長（柳田 諭） それでは、お名前を読み上げますので、演壇までお願いいたします。

まず、工藤孝夫議員、お願いいたします。

○議長（山本留義） 表彰状。むつ市、工藤孝夫殿。あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第91回定期総会に当たり本会表彰規程によって特別表彰いたします。

平成27年6月17日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。代読。おめでとうございます。

○事務局長（柳田 諭） 次に、石田勝弘議員、お願いいたします。

○議長（山本留義） 表彰状。むつ市、石田勝弘殿。あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいもの

がありますので第91回定期総会に当たり本会表彰規程によって特別表彰いたします。

平成27年6月17日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。代読。おめでとうございます。

○事務局長（柳田 諭） 次に、富岡幸夫議員、お願いいたします。

○議長（山本留義） 表彰状。むつ市、富岡幸夫殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第91回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成27年6月17日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。代読。おめでとうございます。

○事務局長（柳田 諭） 次に、中村正志議員、お願いいたします。

○議長（山本留義） 表彰状。むつ市、中村正志殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第91回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成27年6月17日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。代読。おめでとうございます。

○事務局長（柳田 諭） 次に、富岡修議員、お願いいたします。

○議長（山本留義） 表彰状。むつ市、富岡修殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第91回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成27年6月17日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。代読。おめでとうございます。

○事務局長（柳田 諭） 次に、白井二郎議員、お願いいたします。

○議長（山本留義） 表彰状。むつ市、白井二郎殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第91回

定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成27年6月17日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。代読。おめでとうございます。

○事務局長（柳田 諭） 次に、目時睦男議員、お願いいたします。

○議長（山本留義） 表彰状。むつ市、目時睦男殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第91回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成27年6月17日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。代読。おめでとうございます。

○事務局長（柳田 諭） 以上であります。

○議長（山本留義） ここで受賞者を代表いたしまして、工藤孝夫議員から一言ご挨拶がございます。工藤孝夫議員の登壇を願います。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） おはようございます。ただいまご紹介をいただきました工藤孝夫でございます。

永年在職議員表彰を受賞いたしました議員7名を代表いたしまして、一言お礼の挨拶をさせていただきます。

ただいま権威と伝統ある本市議会の本会議場で山本留義議長から表彰を受けることができましたことは、私たちにとしまして、このうえない喜びであります。これもひとえに有権者の皆様、市議会並びに執行部の皆様方の限りないご支援、ご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

本日の受賞を契機に、これまでの経験を生かし、これからもさらに研さんを重ね、微力ではございますが、市民の福祉の向上と地方自治の発展のために精いっぱい努力を傾注する所存であります。今後とも皆様方には一層のご指導、ご鞭撻を賜り

ますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではありますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、表彰状の伝達を終わります。

### ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 次は、諸般の報告を行います。

まず、6月18日、各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長から、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、6月18日、本会議終了後の議会運営委員会において、本日議員提出議案1件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

### ◎日程第1～日程第21 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第42号 むつ市道の駅整備基本構想策定委員会条例から、日程第21 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの21件を一括議題といたします。

委員会付託した議案等についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第44号、議案第45号、議案第50号、議案第51号、報告第12号、報告第13号、報告第

15号、報告第16号及び報告第22号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

(10番 石田勝弘議員登壇)

○10番(石田勝弘) 総務教育常任委員会に付託されました議案4件、報告5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第44号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。理事者側から、三戸地区塵芥処理事務組合が本年8月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体数を減少し、組合規約を変更するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第45号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。理事者側から、議案第44号と同じく、三戸地区塵芥処理事務組合の解散に伴うものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第50号 工事請負契約についてであります。理事者側から、市立脇野沢小学校の建設工事のうち建築工事に係る工事請負契約を締結するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、落札率について質疑があり、理事者側から、税込み予定価格2億200万円に対し、税込み落札額が1億9,386万円で、落札率は96%であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、建築に当たっての地元産材の利用量について質疑があり、理事者側から、本校舎は鉄骨造のため地元産材の利用はないが、外部倉庫の土台部分に0.4立方メートルの地元産ヒバ材が使用されるとの答弁がありました。

次に、議案第51号 財産の取得についてであります。理事者側から、むつ市消防団むつ消防団第3分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い、C A F S装置(圧縮空気泡消火装置)付消防ポンプ自動車に更新するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今後の更新時の仕様について質疑があり、理事者側から、消火活動の効率性を考慮し、今後もC A F S装置付消防ポンプ自動車に更新していきたいとの答弁がありました。

次に、報告第12号 専決した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市市民協働まちづくり会議条例及びむつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、本年度の組織機構の見直しに伴い、庶務を担当する部署の名称を「市民連携広報課」から「市民連携課」へ変更したものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第13号 専決した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税では、住宅ローン控除の適用期限が平成31年6月30日まで1年6カ月間延長されること。ふるさと納税に係る控除額の上限が所得割の1割から2割に拡充され、確定申告が不要な給与

所得者等がふるさと納税を行った場合は、確定申告をせずに控除が受けられること。たばこ税では、「エコー」や「わかば」等の旧3級品といわれるたばこに適用されていた特例税率が、平成24年度から4年間にわたって段階的に廃止され全ての品目の税率が同じになること。軽自動車税では、平成27年度から税率が引き上げられることになっていた原動機付自転車、2輪車及び小型特殊自動車について、適用開始が1年延期となり平成28年度からとなるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の改正に伴う収入への影響について質疑があり、理事者側から、軽自動車税については、平成27年度当初予算で見込んでいた約340万円が減収となる。また、たばこ税については特例税率が廃止となる平成31年度の時点において、消費量を現在と同量とした場合約2,200万円の増収が見込まれるとの答弁がありました。

次に、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した事業者に係る固定資産税の軽減措置の適用期限を平成29年3月31日まで2年間延長することとしたほか、軽減措置の対象に農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供する施設、設備を追加したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の改正に伴い対象となる事業者はいるのかとの質疑があり、理事者側から、これまで平成24年度から平成26年度まで1者が適用を受けていたが、現在適用を受けている事業者はいないとの答弁がありました。

次に、報告第16号 専決した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側

から、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税に係る課税免除の適用期限を平成29年3月31日まで2年間延長するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の改正に伴い適用となる事業者はいるのかとの質疑があり、理事者側から、現在適用を受けている事業者はいないとの答弁がありました。

次に、報告第22号 専決した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計補正予算を専決処分したもので、事業費の確定及び決算見込みにより5,990万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を2億1,374万2,000円としたものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

申しわけありません。訂正したいと思います。

「専決処分」と申し上げるところを「専決した」と申し上げましたが、「専決処分」でございました。

それから、報告第13号の説明において、「平成28年度から4年間」というところを「平成24年度から4年間」と申し上げましたので、訂正させていただきます。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第42号、議案第52号及び報告第21号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。



(24番 岡崎健吾議員登壇)

○24番(岡崎健吾) 産業建設常任委員会に付託されました議案2件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第42号 むつ市道の駅整備基本構想策定委員会条例についてであります。理事者側から、むつ市道の駅整備事業において、公正かつ市民のニーズに即した基本構想を策定するため、附属機関を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、基本構想の基本とはどの程度までと考えているのか、また、策定にはどれくらいの期間を予定しているのかとの質疑があり、理事者側から、策定委員会では運営のコンセプト、施設の機能、規模、配置といった整備計画、管理運営方法等について検討、協議をする予定である。また、策定期間は平成27年度と平成28年度の2カ年とし、委員会の開催は13回程度を見込んでいたとの答弁がありました。

また別の委員から、市民の意見をどのような形で取り入れていくのかとの質疑があり、理事者側から、各種アンケートや住民の意見を取り入れるような調査等も検討しながら、構想案がまとまり次第パブリックコメントを実施し、その結果を十分に反映させ最終的な素案として取りまとめたとの答弁がありました。

さらに別の委員から、完成目標年度について質

疑があり、理事者側から、平成32年を目途にオープンを予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第52号 財産の取得についてですが、理事者側から、市役所本庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、入札の状況について質疑があり、理事者側から、指名業者の選定については、むつ市契約規則により、なるべく5者以上となるよう指名しており、今回は市内に本店又は支店を有する者から16者を指名し2者のみが応札する結果となったが、それぞれの業者が受注状況や納期等を十分に考慮した結果であると認識しているとの答弁がありました。

また別の委員から、財源について質疑があり、理事者側から、社会資本整備総合交付金と合併特例債を活用し、むつ市で負担する一般財源は約1割程度になるとの答弁がありました。

次に、報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてですが、理事者側から、平成26年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を専決処分したもので、下水道管渠工事に係る事故繰越しにより、歳入においては下水道事業債2,920万円を減額、一般会計繰入金を2,120万円増額補正し、これに合わせて歳出においても800万円を減額補正し、補正後の歳入歳出予算総額を13億7,330万5,000円としたものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の事故繰越しにより交付金等に不足が生じた場合どこが負担するのかとの質疑があり、理事者側から、現時点では国の最終的な判断が出ていないが、極力市の負担にならないような方法で対応したいと考えているとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これでは産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第43号、議案第49号、報告第14号、報告第17号、報告第18号、報告第20号及び報告第23号から報告第25号までについて、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） 民生福祉常任委員会に付託されました議案2件、報告7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告のうち、議案第49号及び報告第18号につきましては反対討論がございましたが、賛成多数で原案のとおり可決、承認すべきものと決定し、ほか1議案、6報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主たる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第43号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市民体育館用地を一部事務組合下北医療センターへ貸与するため、平成25年11月30日に閉鎖したむつ市民体育館の用途を廃止するためのものであるとの説明がございましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第49号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、社会保障・税番号制度の導入に伴う地域包括支援システムの改修に係る経費465万3,000円を増額するためのもので、補正後の歳入歳出予算総額を59億9,326万6,000円とするものであるとの説明がございました。

これに対し委員から、マイナンバー制度導入に当たり、マイナンバーを希望しない場合は拒否することができるのかとの質疑があり、理事者側から、国が全ての国民に番号を付するものであり拒否するというものではないとの答弁がありました。

次に、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、地方税法施行令の一部改正に伴い、被保険者の課税限度額の引き上げ及び低所得者世帯に係る軽減措置の拡充のため軽減判定所得基準額について改正したものであるとの説明がございましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、国民健康保険法の一部改正に伴い、条文整理をしたものであるとの説明がございましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、介護保険法の規定に基づく厚生労働省告示の一部改正に伴い、施設の利用料金を改訂したものであるとの説明がございましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を専決処分したもので、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴い、へき地直営診療所に係る特別調整交

付金を7,665万8,000円増額し、補正後の歳入歳出予算総額を81億5,479万8,000円としたものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料の減額賦課について改正したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算を専決処分したもので、介護保険制度の改正に伴う介護保険事務処理システムの改修に急を要したため、システム改修に係る経費920万円を増額補正したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を専決処分したもので、平成26年度予算の歳入に7億3,019万円の不足を生じる見込みとなったことから、平成27年度予算の歳入を繰上充用するため、同額を歳入不足額として計上し、補正後の歳入歳出予算総額を89億276万9,000円としたものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、平成25年度に策定した財政健全化指針に基づく国保会計の赤字解消計画は順調に進んでいるのかとの質疑があり、理事者側から、税率改正時に平成26年度は8,800万円ほどの赤字と想定していたが、決算見込みでは実質1,700万円ほどの赤字となり、7,000万円ほど圧縮したことになる。また、平成27年度に医療保険制度改革に伴う保険者支援制度が拡充されたため、

予定より早く赤字が解消できる可能性もあるが、医療費が年々増加しており予断を許さない状況にあるとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました8議案、13報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第42号

○議長（山本留義） まず、議案第42号 むつ市道の駅整備基本構想策定委員会条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第43号

○議長（山本留義） 次は、議案第43号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第44号

○議長（山本留義） 次は、議案第44号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第45号

○議長（山本留義） 次は、議案第45号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合理約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第49号

○議長（山本留義） 次は、議案第49号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第49号 平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算に対し、討論を行います。

本案は、地域包括支援システム改修業務に対する委託料を主とするものであります。しかし、これは今問題となっている個人情報を一元化する共通番号制度の導入への一環であり、個人の医療、情報流出への危険を拡大するものであります。

以上の理由により反対いたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第49号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者3人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第50号

○議長(山本留義) 次は、議案第50号 工事請負契約について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、市立脇野沢小学校建設工事に係る工事

請負契約を締結するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第51号

○議長(山本留義) 次は、議案第51号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第3分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第52号

○議長（山本留義） 次は、議案第52号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市役所本庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第12号

○議長（山本留義） 次は、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市市民協働まちづくり会議条例及びむつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第13号

○議長（山本留義） 次は、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） 報告第13号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者1人)

- 議長(山本留義) 起立多数であります。よって、報告第13号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第14号

- 議長(山本留義) 次は、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めらるるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第15号

- 議長(山本留義) 次は、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正す

る条例について、報告及び承認を求めらるるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第16号

- 議長(山本留義) 次は、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めらるることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めらるるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第17号

○議長(山本留義) 次は、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。本案は、むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものがあります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第18号

○議長(山本留義) 次は、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものがあります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、反対討論をいたします。

本案は、大畑にある老人保健施設やげんの多床室の室料利用料金を1日当たり320円を370円に50円引き上げるものであります。市民や利用者への影響総額は1年間で46万5,000円の負担増となるものでありますので、本案に反対いたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。報告第18号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者3人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、報告第18号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第20号

○議長(山本留義) 次は、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものがあります。



質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第20号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第21号

○議長(山本留義) 次は、報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成26年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ

て、報告第21号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第22号

○議長(山本留義) 次は、報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第22号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第23号

○議長(山本留義) 次は、報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第23号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第24号

○議長(山本留義) 次は、報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成27年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第24号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第25号

○議長(山本留義) 次は、報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第25号は委員長報告のとおり承認されました。

## ◎日程第22 議員提出議案上程、提案 理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第3号

○議長(山本留義) 次は、日程第22 議員提出議案第3号 「安全保障関連法案」(戦争法案)の廃案を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 「安全保障関連法案」(戦争法案)の廃案を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

す。

「安全保障関連法案」（戦争法案）の廃案を求める意見書

政府は、今国会に集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」（昨年7月1日）を具体化するための「安全保障関連法案」を提出しました。その具体的内容は我が国の自衛隊が、アメリカが行っている戦争や軍事行動にいつでも、どこでも切れ目なく参加するという「戦争法案」であり危険なものです。

歴代の自民党政権もこれまで「認められない」としてきた自衛隊の武力行使や「戦闘地域」で軍事支援まで行えるようにし、時の政府が判断すればアメリカの先制攻撃にも参加できるとしています。

「安全保障関連法案」は、まさに日本を「殺し殺される」国へとつくり変えるものです。また、70年前、侵略戦争の反省からつくられた日本国憲法、とくに第9条は日本が再び「戦争する国」にならないことを固く決意した世界に誇れる憲法です。「安全保障関連法案」は憲法第9条を破壊に導くものであります。

よって、「安全保障関連法案」（戦争法案）の廃案を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上、皆さん方のご賛同をよろしくお願いをいたしまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時40分まで暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

これより議員提出議案第3号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議員提出議案第3号につきまして、質疑をさせていただきます。

まず、提案者は正式な名称ではない「戦争法案」という言葉を使っております。議場で審議する議案としてはふさわしくないと考えるものでありますが、提案者の考えをお伺いいたします。

次に、その理由の中で「戦争ができる国になる」と述べておりますが、それは法律のいかなる部分を指して言っているものなのでしょうか。

3点目として、自衛のための武力行使についてはどのように考えるのか。

以上、3点お伺いをいたします。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 3点ほどのお尋ねに対してお答えをしたいと思います。

「戦争法案」という名称は正式な名称ではないというふうなお尋ねであります。いろいろあちこちの意見書を上げた各自治体の名称を調べたところ、結構「戦争法案」という文言を使っておりました。例えば外ヶ浜町では、同じ「安全保障関連法案」（戦争法案）の廃案を求める意見書、あと奈良県の大淀町議会では「日本を海外で戦争する国にする「戦争法案」を廃案にすることを求める意見書」とか、あと茨城県の県のほうでは「平和安全法制整備法案（戦争法案）の慎重審議を求める意見書」提出を求める請願書」とか、あと久喜市では、もろに「戦争法」制定に反対する意見書」という形で、この「戦争法案」という表現が一般にもう使われている状況であるということ、私もこの表現は、題名としては確かに安全保障関連法ということで、平和とか安全とかという

イメージを持たせる題名になっておりますが、実際その法案の中身を聞いたり、テレビの国会討論を聞いたりすると、やはり戦争法案と呼ぶにふさわしい内容であるなということで、括弧書きで的確に表現している表現が戦争法案だなということでつけ加えました。

それと、2点目ですが、戦争ができる国になると述べているが、法律のいかなる部分からかということでありますが、提案理由の冒頭で述べておりますが、今国会に集団的自衛権行使容認というのが閣議決定された。それを具体化するための今回の関連法案の整備だということを前段に説明をいたしました。ということは、この集団的自衛権というところを容認している前提において、やはりアメリカが行くところどこにでも日本という国が今のところは兵たん、食糧だとか、弾薬を補強する、手伝いをするのだとかということをおっしゃっておりますが、それがまさに戦場に行くと。兵たんというのは、一番狙われやすい部署ですから、すぐ戦闘に巻き込まれるから、結局戦争する、殺し殺されるというか武力を行使する、そういう形で随分今国会では討論されておりますが、そういう意味では、日本が当然戦争しようという目的で行かないまでも、そういうのに巻き込まれてしまうので、やっぱり撃たれたら撃ち返さなければ自分の命が危ないので、そういう状況が非常に高くなると、リスクが高くなる法案であるから、結局戦争ができる国になってしまうということを危惧して今議論されているということでもあります。そういうのを含めた意見書です。

そして3点目ですが、自衛のための武力行使についてはどう考えるかということでありますが、私自身も自衛権というのは、戦後70年ですが、それは一定程度もう国民に認められてきた考え方であろうと、私もそれは思っております。ですから、その部分においてやればよいものであります。

やはりそこに集団的自衛権まで踏み込んでしまったというのが今回の法案の中身ですので、やはり戦争法案と呼ぶには、それには適した表現かなというふうに私は考えて、括弧書きですが、戦争法案というのをつけ加えました。

以上です。

○議長（山本留義） これでは中村正志議員の質疑を終わります。

次に、5番川下八十美議員。

○5番（川下八十美） 議員提出議案第3号「安全保障関連法案」（戦争法案）の廃案を求める意見書について、私からも3点ほどお尋ねさせていただきます。

今回この意見書は、5人の提出者によって提出されております。これは、いわゆる会議規則第14条の規定に基づいた2人以上の賛同者ということでありまして、これは地方自治法の第112条第2項の規定、いわゆる私たちむつ市議会の定員に対する12分の1の提出者をもって構成するという要件には当てはまっております。私も議員の一人として、また議長経験者の一人として、この要件を満たしておる意見書の提出については、私は議員同士として尊重するものであります。しかしながら、我々むつ市議会として、この原案をそのまま採択をして、そして可決をして、地方自治法第99条の規定に基づいて内閣総理大臣、あるいは官房長官、あるいは衆議院議長、参議院議長、防衛大臣、あるいは外務大臣に意見書として提出するに際しては、これは私の議員気質として抵抗を覚えるものであります。

それはなぜかということ、今中村議員からも言われましたように、この法案を戦争法案だと決めつけて、しかもこの文言の中に入れておるということは、これはもう基本的に間違いであります。と同時に、我々の議会に意見書として提出し、それを可決していただくとするならば、余りにも乱

暴な私は提案だと言わざるを得ません。

そこで、今横垣議員から、他自治体の例を挙げられて、この文言を明記したということを言われましたけれども、他の自治体と私たちのこの権威あるむつ市議会と一緒にされては困るのです。我々は、むつ市議会としての権威を守らなければいけません。そういう意味から、今回5人の提出者が名を連ねておられますから、今横垣議員は私の意見ということを言われました。ですから、きょうは1人お休みになっておりますけれども、あと4人の議員がそれぞれの意見があるわけですから、このところについてのご答弁、見解を求めます。

それにつけ加えることは、私たちは、私たちというよりも、私は少なくともこの安全法制の整備は、平和安全法制ということで位置づけていきたいと思っているのです、少なくとも私は。そうすると、平和と戦争というのは全く裏腹でありますから、どこからそういうあれが出てくるのかもひとつお聞きをいたしたいと思います。これが第1点であります。

第2点目は、この意見書は、安全保障関連法案の廃案を求める意見書であります。しからば、関連法案の根っここのところは日米安全保障条約、いわゆる安保条約なのです。安保なのです。この根っここのところの安保そのものをこの提出者たちは認めるのか認めないのか、この見解を私はそれぞれの提出者に求めます。

3番目として、我々日本国のいわゆる議会構成は、立法府、行政府、司法府、この民主主義の三権分立によって構成しているわけであります。私たちは、少なくともむつ市議会として立法府の一人であります。むつ市議会、青森県議会、そして国政という、この流れの中で、今国会ではいまだかつて国政史上になかった95日間の会期を延長して、そしてこの関連法案を中心に慎重審議をしよ

うとしているさなかであります。となりますると、提出者、どうでしょうか、私は逆提案をします。

この廃案を求める意見書ではなくして、国においては慎重審議を求める意見書に修正する気持ちはありませんか。それと同時に、私もこの部分は国民の一人として、議員の一人として懸念を持っております。それは、国民的合意を得なければ安保体制を見直すということは、やはり考えるべきであります。ですから、ここのところに国民的合意を得ずして安保体制の改定をするべきでない。ですから、逆を言えば国民的合意を求める意見書に変える気持ちはありませんか、提出者の皆さん。この3点をそれぞれの提出者から、議長、ご回答をお願いします。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 3点ほどのお尋ねでありました。確かに今提出されている法案は、平和安全保障云々ということで、平和と安全と、本当にこれは日本国民みんな求めているものであります。本当にそういうものであればいいなとも思うのですが、ただこの国会討論だとかいろいろな情報を収集するにつれて、この日本、まさに自衛権は私は先ほど認めるということで、自衛権の範囲内であれば、やはりこっちとしては別に問題はないと思うのですが、それが集団的自衛権、冒頭に書いてありますが、これは認めて、前提としてつくられている法案だということでありますから、日本を守るということだけでなく、例えばアメリカがどこかで戦争したと、そうするとそこで日本が出かけて行って、自衛隊が出かけて行って、一緒にアメリカとともに戦争に参加してしまうという形の中身がどんどん、どんどん、討論なんかを聞くと、そういうのはどうなのだと聞いても、今度は集団的自衛権の中でもフルの集団的自衛権ではなくて、日本を個別に守る自衛権に限りなく近い集団的自衛権だというふうな言い方をして、集団的自

衛権を今度分けたり、今度自分を守る武器使用は今度武力行使ではないというふうな言い方をしたり、何かいろいろ言いわけをしてとにかくこの法案を通そうとしているところが見えますものだから、とにかくこの法案の中身はアメリカと一緒にあって戦争に加担する中身だなというところをきちんと説明できていない。そうでないのだという説明が何かできていないということで、やはりこの平和というのと全く違う括弧書きの戦争法案というのをつけさせていただいたと。また、ほかの自治体も結構多くあります。

2点目ですが、安保条約をどう思うかということですが、この安保条約については、日本共産党は、もう当初からこれはきちんと解消するべきだと。平和条約、平和友好条約をアメリカと結ぶべきだと。そして、中国とも韓国ともロシアともそういう平和友好条約を結んで、アメリカ一辺倒の今の安保条約はやっぱり廃止するべきだという立場で、私もその考え方と一緒にあります。

3点目ですが、立法府でありますから、この意見書でなくて、慎重審議を求める形にできないかと。私は、これ皆さんに提案したときには、そういう協議に応じる予定でありましたが、そういう協議がなかったものですから、こういう形で出させてもらったわけでありまして。確かにほかの自治体では、慎重審議を求める意見書というのが、結構件数としては7割ぐらいがそういう形で可決されているかなというふうに思いましたものだから、もし皆さんそれで可決させてもらえるのであればという思いはあったというのも紹介、私の意見としては求めさせていただきませんが、ただこれはもう提出して、議会運営委員会も通させてもらっているものですから、こういう形で今回はいかせてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本留義） 3番工藤孝夫議員。

○3番（工藤孝夫） 基本的には、今横垣議員がおっしゃったとおりなのですが、まず戦争法案に対する見解ということでした。これは、今国会での委員会での審議、これは首相とのやりとりの中でも「戦争法案」という文言でやりとりしているというようなことが、そういう事実があるということが1つ。それから、もうちょっと前には、この「戦争法案」という言葉自体は自民党の元幹事長で防衛庁長官も務めたある方が、5月16日放送のTBS番組「報道特集」で、法案は憲法第9条に反し、戦争法案と言っても過言ではないと、こういうふうに断言しているわけです。そういうところからも、政府側のほうからでも、これは認めているということだと思います。

それから、安保条約の問題であります。これは、軍事同盟ではなくて、やはり経済同盟もうたってあるわけですから、この点をもっと強めて、そして同等の権利でもって平和のうちで国交を樹立していくというのが我々の考えであります。

それから、合意を求める、どうして求めるのかということだったと思うのだけれども、このことはやはり憲法第9条を守る、そして国民が平和のうちで暮らしていける、そういう未来のある、展望のあるやはり条約は厳守するということによって国民的合意が得られるのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（山本留義） 次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 今回の議員提案の「安全保障関連法案」（戦争法案）の廃案を求める意見書に対する川下議員のお尋ねにお答えをしていきたいと思いますが、まず1点目の「戦争法案」というこの文言についてを平和安全保障関連法案に修正ができないかという意味でのお尋ねであります。今国会に提出されている安全保障関連法案は、先ほどの同僚議員の説明にもありましたが、集団

的自衛権の行使を容認して日本が戦争ができる国にすることということが明確でありますし、そのことが多くの学者の方々、国民が戦争放棄の現憲法に違反したものだということが叫ばれておりますし、明らかであるという私も認識を一にするものであります。そういう意味では、戦争法案と言わざるを得ないというのが私の考えでもあります。

しかし、この法案に対しては、ぜひとも戦争の道を歩まないと、このようなことでは国民や市民の声を国に押し上げてこのことが大変重要な時期に差しかかっている、こういう意味からこの意見書を提出している。そういうふうなことの意味合いも含めたときに、議員諸公の皆さんの賛同を得るということが、いただけるということがあるとするれば、この「戦争法案」という表現については削除修正ということも判断をすることについてはやぶさかではないという考えを持っております。

もう一つには、2点目が慎重審議と、こういう意味での表現であります。既に国会の延長が可決をされて、そういう意味では国民に対しての説明責任を国が負っている、このことを含めたときに、慎重に審議を続けていくということについては当然のことです。しかし、その中には先ほどから申し上げているように、戦争の道を歩むということが、そしてまた憲法に違反をしている、こういう法案でありますから、行く先は見えているというような状況にあるということも危惧されるわけでありまして。

2点目は、日米安保条約との関係であります。これはアメリカとの条約が締結されている状況の中では、今日的には認めざるを得ない、このように判断をするわけではありますが、将来の方向からした場合に、東南アジアも含めたそれぞれの国との平和的な外交を続ける中で、それぞれの国との中に平和条約の締結をしていく。そういう過程の

中で日米安保条約については将来的には破棄をしていくということについては当然のことだということをおし述べながら、この意見書についての、そして川下議員のお尋ねに対しての答弁にかえていきたいと思っております。

○議長（山本留義） 9番東健而議員。

○9番（東 健而） 私が説明をするまでもなく、大体の案が出そろうたような感じがいたしておりますけれども、ただ私は、例えば党がありますけれども、自民党でも共産党でも社民党でもないということをごろから話をしてみました。そこで、この法案に対する私の私案ということで意見を述べさせていただきたいと思っております。

我が国というのは、一般質問でも取り上げましたけれども、戦後70年たっているわけでありまして。その70年の間、何不自由なくと言えば言い過ぎかもしれませんが、この安保に対して私は賛成であります。ということは、何の不自由もなく国民の命が守られてきたわけでありまして。それで、今ここでなぜこの法案を国会で論議されているのか、これを変えるべきではないという観点から、この意見書に賛成いたしました。

それから、川下議員の言っています修正案についてでありますけれども、この意見書が提案されて、私は「戦争法案」というのに対しまして、ちょっと言い過ぎかなという部分もありましたけれども、大ざっぱに考えてみて、この意見書を通すためには、この文言もやむを得ないと感じました。それでこの提出者に名を連ねましたので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 私は議員の一人として、また提出者の議員の皆さん方にそれぞれ個々の意見を申し述べさせていただくということは、本当は僭越であります。しかし、これ我々むつ市議会に

とっても重要な問題でありますから、皆さんからのそれぞれの意見を拝聴して、そして提出者になっているわけでもありますから、ここをきちんと私自身も把握しなければ、この意見書に対して対処していけないという部分がありますので、ご了承いただきたいと思えます。

そして、今4人の方々からそれぞれの意見を聞きました。私は、それぞれの意見を批判する気持ちはありませんが、それぞれの意見がニュアンス的にはっきりと違うことが明らかになりました。そこで、私は私自身も自民党員でもなければ、政党に属しているものではありません。しかし、せめて言えるのは、私もむつ市議会を構成している25人の議員の一人として、この意見書を私が尊敬する安倍総理大臣のもとに、大変僭越ですが、安倍総理と元の佐々木誠造先生を縁結びしたのは私です。そういう総理大臣にむつ市議会からきちんとした意見書を提出するのが私は議員の一人として最大の任務だと思っております。

もう一つだけ、大変僭越ですが、言わせていただきますが、官房長官にもこれ意見書を出すわけでしょう。菅官房長官、小此木代議士の私の3番目の秘書です。そういう形でいくためにも、皆さん方にあえて無理した意見を述べてもらうのもそこにあるわけですから、ご理解をいただきたい。

そこで、皆さん、この関連法案、何本あると思えます。10本なのです。そして、新法が1本、11本なのです。ですから、私たちが今ここでこの10本、11本の法案に対する中身をどうこう云々できるものではありません、はっきり言って。それが今国会で私たちが選んだ、はっきり言って皆さん方が選んだ国会議員が国会の中で95日間も会期を延長して慎重審議をしようとして今努めているわけですから、我々のその主張は県議会議員、国会議員を通してやることも我々の任務ではなかろうかと思っておるのですよ。

だからもう一つ、議長、時間を下さい。肝心な安保体制に対して、それぞれのニュアンスが違う発言をしました。これは、国家の、我々日本国を守るという根幹に触れる問題でありますから、あえて言わせてください。

私は、1960年の安保闘争の中に、皆さんもご承知のとおり、樺美智子さんが国会の東門で亡くなったときに私は現場にいた、大学2年のときに。そういうときに日本の国は安保条約をもってこれから守っていかなければいけない。はっきり言えば、日米同盟の中には、地位協定の中に不合理があります。こういうところでも突いてくるのであれば私も賛同します。日米協定、不合理性、それは何かというと……

○議長（山本留義） 川下議員、質疑をお願いします。

○5番（川下八十美） 1972年に沖縄が本土に復帰した。この復帰したけれども、まだまだ日本がアメリカと比較した場合に、地位協定には溝がある。そういうところを是正していく、改正していくという意見書であれば私も賛成しよう。だけれども、これは、議長、むつ市議会として、意見書として採択、可決するべきものではないということを川下八十美個人の意見として申し上げておきます。ここまで来れば、もはや修正案ではなく、粛々と採択をして、それぞれの議員の判断に委ねることが大事だと思っております。

私の意見をそこにおさめて終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで川下八十美議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第3号の質疑を終わります。



す。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。15番中村正志議員。

(15番 中村正志議員登壇)

○15番(中村正志) 議員提出議案第3号に対し、反対討論を行います。

このたびの10本の法律改正である平和安全法制整備法案と国際平和支援法、いわゆる安全保障関連法案は、日本を取り巻く安全保障環境がますます厳しさを増す中、我が国の存立を全うし、国民の生命と平和な暮らしを守るための法律改正であり、提出者の言う戦争法案では決してないということを最初に強く主張させていただきます。

また、提案理由の中で戦争ができる国になるかのような表現をしていますが、法律改正について正確に理解するならば、的外れであることは明らかでありますし、憲法第9条を破壊、否定するものではありません。

現在においても生きている最高裁の判決が砂川判決であることは厳然たる事実であり、このことは憲法学者でも否定できないはずであります。

砂川判決のポイントは2つあると思います。1つは、我が国が主権国家として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないと日本国憲法において自衛権行使は憲法違反ではないと明確にしています。加えて、個別的、集団的の区別をしておりません。

2つ目は、自衛のための措置として、日米安保条約や在日米軍を事実上是認しております。また、内閣法制局長官は、限定された集団的自衛権の行使は砂川判決で論じている日本防衛の措置を超えるものではないと国会答弁で明確に述べております。砂川判決の法理の中で、内閣と国会がしかるべき手続にのっとり議論をし決めるわけでありますので、憲法違反と言われる筋合いは全くないものと考えます。

国際情勢に合わせた外交、安全保障の見直しは当然必要であります。これまでのグレーゾーンをはっきりさせ、具体的な脅威にどのように対処するのか、有事の際の準備のための法案であります。さまざまな危機に対して備えを万全にすることはさきの大震災、福島原子力災害で十分に感じているはずで。

国会が9月27日まで延長されました。これまでの審議は日本の国防をどうするのかという大きな視点での議論がされておらず、言葉遊びをしているように感じています。国民には非常にわかりにくい議論となっていることも事実であります。二度と戦争を起こさないこと、そして日本国民の命と平和な暮らしを守ること、これらは最も重要な政治の責任です。十分な審議時間を確保できる条件は整いました。徹底的な議論をしていただくこと、国民に対して丁寧な説明を行うことを希望することをつけ加え、本案に反対いたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議員提出議案第3号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者5人、起立しない者15人)

○議長(山本留義) 起立少数であります。よって、議員提出議案第3号は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（山本留義）　これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

　　以上で、むつ市議会第224回定例会を閉会いたします。

　　　　　午後　零時16分　閉会